

事務連絡  
令和2年6月30日  
(2020年)

指定介護保険サービス  
(通所・短期入所等) 事業者 各位

西宮市法人指導課長  
西宮市介護保険課長

新型コロナウイルスに伴う介護報酬の算定要件緩和に対する対応について

平素は本市介護保険運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より発出されております新型コロナウイルスに伴う介護報酬の加算等の算定要件につきまして、兵庫県国民健康保険団体連合会より介護保険審査支払等に関する通知がございましたので、別紙及び参考に添付しております兵庫県国民健康保険団体連合会の通知をご確認の上、介護保険請求等を適切に行って頂きますようお願い致します。

**【問い合わせ】**

(加算届出関連) 西宮市法人指導課  
電話：0798-35-3152  
(報酬請求関連) 西宮市介護保険課  
電話：0798-35-3048

(別紙)

| 対象通知   | 介護給付費請求等  | 本市への届出                        | サービス対象月       | 適用審査月            |
|--|---|-------------------------------|---------------|------------------|
| 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(別紙1)(令和2年2月24日発厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡)【介護保険最新情報Vol.770】 | 利用時間に対して、リハビリテーション提供体制加算の利用時間が一致してない場合でも介護給付費請求が正当として取り扱われます。 | —                             | 令和2年2月サービス分以降 | 令和2年9月審査から適用【予定】 |
| 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)」(問6)(令和2年3月6日発厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡)【介護保険最新情報Vol.779】   | 厚生労働省から緩和措置の終了期間が示されるまでの間、介護給付費請求が正当として取り扱われます。               | 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出不要。 | 令和2年3月サービス分以降 | 令和2年7月審査から適用【予定】 |
| 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)」(別紙)(令和2年6月1日発厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡)【介護保険最新情報Vol.842】  |   |                               | 令和2年6月サービス分以降 | 令和2年7月審査から適用【予定】 |

※本取扱いにつきましては、西宮市(保険者)と兵庫県国保連合会の取り扱いとなることにご留意ください。

※本来正とするべき介護給付費請求がすでに返戻となっている場合、次頁の問い合わせ先にお問い合わせください。

【本件事由による介護給付費の返戻に関する問い合わせ先】

兵庫県国民健康保険団体連合会

介護福祉課介護保険係

TEL : 078-332-5618